

23建企第193号
平成23年6月23日

(社)長崎県建設業協会会長
長崎県建設工業協同組合理事長
(社)長崎県港湾漁港建設業協会会長
(社)長崎県中小建設業協会会長
(社)長崎県工務店連合会会長
(社)長崎県造園建設業協会会長
(社)長崎県ほ装協会会長
(社)長崎県下水道建設業協会会長
(社)長崎県管工事協会会長
長崎県電気工事業工業組合理事長
(社)長崎県測量設計業協会会長

様

長崎県土木部
建設企画課長



事故防止について

長雨の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本県土木行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

貴団体は日頃から事故防止について傘下の各団体員へ御指導いただいていること
と思いますが、最近の事故から特に取り組みが必要な下記について、再度、適切な対
策を講ずるようご指導を願います。

記

- 1.現在までの今年度事故発生件数は、昨年の2件から6件へと増加しています。依然
として不注意による事故が多くありますが、中には明らかに法令に違反する事故も
あることから、「不注意事故の防止」や「法令遵守による安全な建設環境の確保」
に対する一層の取り組みが必要です。

(参考) 平成22年度、平成23年度 土木部関係事故発生状況(件数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
H23	3	2	1										6
H22	1	0	1	6	2	5	1	2	3	0	2	2	25

※土木部全工事、水産部漁港工事、委託業務を含みます。

- 2.本県発注工事において、本年度に入ってから労働基準監督署より是正勧告(法令違
反を指摘)や指導された事例は以下のとおりです。

①クレーン倒壊事故における是正勧告

クレーン作業開始前点検および定期点検を実施すること。

※労働安全衛生法第20条第1号(クレーン等安全規則第77条第1項、第78条)

②移動式足場からの墜落事故における是正勧告

移動式足場(ローリングタワー)を使用するとき、当該足場の作業床に高さ85
cm以上の手すりおよび中さんを設けること。

※労働安全衛生法第20条(労働安全衛生規則第563条第1項)

※労働安全衛生法第31条第1号(労働安全衛生規則第655条第1項)

③墜落事故における指導

墜落の恐れがある箇所で、安全対帯のフックの掛けかえ作業を行う際は、2丁掛け安全帯を労働者に着用・使用させることが望ましいこと。

④災害調査に対する指導

災害発生後の発生原因究明にあたっては、写真やビデオにより記録し、災害現場周辺の計測その他原因究明に必要な措置を講じること。

⑤職長の職務励行の指導

職長不在時において災害発生危険性の高い作業を行い、職長の職務を請じさせないことは、現場意識低下につながるため、職長の職務励行の徹底を図ること。

- 3.請負者から発注者への事故報告が遅れた事例があります。施工計画では緊急時連絡体制を作成していたにもかかわらず、請負者は被災者搬送や家族対応に追われてしまったため遅れたとしています。発生事故に対して複数名を配置することなどにより、被災者対応や事故報告がすみやかに実施できる連絡体制を整備して下さい。

担当課：長崎県土木部建設企画課
技術情報班 米田 三厨
095-894-3023